

平成３１・３２年度

雲南市建設工事

入札参加資格申請の手引き

【平成３１・３２年度定期審査用】

平成３０年１２月版

雲南市

総務部管財課
財産管理監視グループ

目 次

はじめに	1
1. 申請方法	1
2. 申請期間	1
3. 申請資格	1
4. 雲南市に申請できる工事の種別	3
5. 審査結果	5
6. 資格の有効期間	5
7. 書類の提出	5
8. 書類の作成方法など	7
業態調書【様式3号】	7
経営事項審査結果通知書（写し）	8
雲南市税完納証明書（写し）	8
社会保険料納入証明書（写し）	8
特別点数申請書【様式4号】	8
工事成績評点一覧【様式5号】	8
障がい者雇用状況調書【様式6号】	9
一般事業主行動計画書（写し）	9
こころカンパニー認定書（写し）	9
雇用者関係調書【様式7号】	9
優良建設工事表彰状（写し）	10
市道除雪業務委託等契約書（写し）	10
自社で除排雪機械等を保有していることを確認できるもの	10
舗装工事に関する確認書類（写し）	10
保有機械調査票【様式第8号】	11
9. 特別点数	11
10. 問い合わせ先	11

はじめに

この手引きは、島根県と県内 12 市町が共同開発、共同運営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、平成 31・32 年度建設工事入札参加資格申請において、雲南市への申請に際し、必要な資格、申請工事の種別、個別審査に必要な個別添付書類について記述する。
この手引きのほか、以下の書類を参照のうえ資格申請システムにより申請を行うこと。

【この手引きの他に確認する資料】

- ・ 島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）
【平成 31・32 年度定期申請用】
(以下、「手引き（共通編：工事）」)
- ・ 島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）
【平成 31・32 年度定期申請用】
(以下、「手引き（操作マニュアル編：工事）」)
- ・ 島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編）
【平成 31・32 年度定期申請用】
(以下、「手引き（個別画面編：工事）」)

1. 申請方法

「島根県電子調達共同利用システム」を共同開発・共同運営している島根県と県内 10 市町への申請方法は「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請となります。申請の方法は「手引き（共通編：工事）」、「手引き（操作マニュアル編：工事）」を確認のうえ、申請してください。

2. 申請期間

平成 30 年 12 月 3 日（月）から平成 31 年 1 月 18 日（金）まで

※定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日 8 時～23 時のみとなります。したがって、土日・祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。

※システムの操作方法は「手引き（操作マニュアル編：工事）」を、添付書類の送付に関する注意事項等に関しては「手引き（共通編：工事）」を必ず確認してください。

3. 申請資格

雲南市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（以下「審査要綱」）の規定に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 4（下記参照）に該当する者は、雲南市建設工事の競争入札

への参加資格を申請することが出来ません。

また、次の各号に掲げる要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することが出来ません。

- ① 申請しようとする業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- ② 平成31年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けていること。
- ③ ②の経営事項審査において、申請する業種の種類別年間平均完成工事高があること、又は当該経営事項審査に係る審査基準日の翌日から申請日の属する月の前月末までの間に施工実績があること。
- ④ 雲南市税の未納の徴収金がないこと。
- ⑤ 加入義務のある社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと。
- ⑦ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に参加させていないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

なお、申請資格に該当しなくなった者または不正の手段により資格認定を受けたと認められる者については、認定後であっても入札参加資格を取り消します。

また、雲南市から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

4. 雲南市に申請できる工事の種別

審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、以下の表のとおりとなるため、許可業種（建設工事の種類）と雲南市が定める発注工事種別の組み合わせ毎に、入札参加資格を希望することとなります。

ただし、建設業許可及び経営事項審査を受けていない許可業種（建設工事の種類）については希望することはできません。

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には「手引き（操作マニュアル編：工事）」を確認のうえ慎重に行ってください。

※入札参加資格の希望の変更及び追加は、定期的に行う追加申請時のみとなります。随時の変更申請で希望の変更及び追加は出来ませんので、ご了承ください。

【認定許可業種（建設工事の種類）と雲南市が定める発注工事種別】

工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○鋼構造物工事（鋼） ○水道施設工事（水） ○石工事（石） ○解体工事（解）
舗装工事	舗装工事（舗）
鋼橋上部工事	鋼構造物工事（鋼） ○とび・土工・コンクリート工事（と）
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と）
港湾工事	土木一式工事（土） ○しゅんせつ工事（しゅ）
機械設備工事	機械器具設置工事（機） ○鋼構造物工事（鋼）
塗装工事	塗装工事（塗）
造園工事	造園工事（園）

さく井工事	さく井工事（井）
冷暖房衛生設備工事	管工事（管） ○熱絶縁工事（絶） ○水道施設工事（水） ○消防施設工事（消）
法面処理工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○防水工事（防）
維持修繕工事	土木一式工事（土） ○舗装工事（舗） ○電気工事（電） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○防水工事（防） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○機械器具設置工事（機） ○塗装工事（塗） ○解体工事（解）
グラウト工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と）
一般建築工事	建築一式工事（建） ○大工工事（大） ○左官工事（左） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○屋根工事（屋） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○鋼構造物工事（鋼） ○鉄筋工事（筋） ○板金工事（板） ○ガラス工事（ガ） ○防水工事（防） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具） ○清掃施設工事（清） ○解体工事（解）
管工事	管工事（管） ○熱絶縁工事（絶） ○水道施設工事（水）

	○消防施設工事（消） ○清掃施設工事（清）
内装工事	建築一式工事（建） ○ガラス工事（ガ） ○塗装工事（塗） ○防水工事（防） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具）
電気工事	電気工事（電気） ○電気通信工事（通） ○消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通） ○電気工事（電） ○鋼構造物工事（鋼）

※この表中、左欄の工事種別毎に工事を発注する。この場合において、右欄の○印以外の建設工事の種類の許可を受けている者が、左欄の工事種別への入札参加資格を得ることができる。

※この表中、右欄の○印の建設工事の種類で工事を単体発注する場合は、○印の許可を受けている者も左欄の工事種別で入札参加資格を得ることができる。

5. 審査結果

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は発行いたしません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

6. 資格の有効期間

平成31年4月1日（予定）から平成33年3月31日まで

7. 書類の提出

添付書類には、共通審査団体へ提出する共通添付書類と、雲南市へ提出する個別添付書類があります（「手引き（共通編：工事）」参照）。システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ提出してください。なお、共通添付書類と個別添付書類の送付先が同じ自治体の場合であっても、審査の都合上、封筒を別にしてお送りください。また、システムの添付ファイルアップロード画面からデータで提出して頂く書類があります。

共通添付書類及び添付ファイルアップロード画面から提出する書類については、手引き（共通編：工事）を参照のうえ提出してください。

雲南市への個別添付書類については下表のとおりとなります。提出漏れの無いよう確認のうえ、持参、郵便または信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

① 全ての申請者が対象の雲南市個別添付書類

左上隅をホッチキスで綴じて提出してください。

番号	名 称	備 考
1	個別添付書類送付票（雲南市）	資格申請システムより出力されるもの。
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）	資格申請システムより出力されるもの。
3	業態調書（様式3号）	資本関係、親子会社関係調書。
4	委任状	入札及び契約に係る権限を委任する場合。 （参考様式）工事 - 4号。
5	経営事項審査結果通知書（写し）	<u>H31.1.1時点で有効なもの。</u>
6	雲南市税完納証明書（写し）	<u>義務のある該当者のみ。</u> 申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。
7	社会保険料納入証明書（写し）	加入が義務付けられている事業者（法人または従業員5人以上の適用事業所）

②-ア 市内に本社を有する土木・建築・水道及び県東部に本社を有する舗装の申請者のみ対象の雲南市個別添付書類

左上隅をダブルクリップで綴じて提出してください。

番号	名 称	備 考
1	特別点数申請書（様式4号）	工種ごとに作成。
2	工事成績評定一覧（様式5号）	該当者のみ。工種ごとに作成。 土木、水道、舗装は申請日の年度の前2ヶ年度、建築は申請日の年度の前4ヶ年度受注分。
3	障がい者雇用状況調書（様式6号）	添付書類あり。
4	一般事業主行動計画書（写し）	該当者のみ。 労働局受付印のあるもの。

5	こっころカンパニー認定証（写し）	該当者のみ。
6	雇用者関係調書（様式7号）	該当者のみ。 新卒者の雇用状況及び新卒者の継続雇用状況。 添付書類あり。
7	優良建設工事表彰状（写し）	該当者のみ。工種ごとに添付。 申請日の属する年度及びその前年度における、国、島根県及び雲南市における表彰。
8	市道除雪業務委託等契約書（写し）	土木の該当者のみ。 凍結防止剤散布業務含む。 申請日の年度の前2ヶ年度。
9	自社で除排雪機械を保有していることを確認できるもの（写し）	土木の該当者のみ。 車検証等。

②-イ 県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象の雲南市個別添付書類

1	舗装工事に関する確認書類（写し）	アスファルトフィニッシャー、モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラーの保有、オペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることを確認する資料等
---	------------------	--

②-ウ 市内に本社を有する法面処理工事の申請者のみ対象の雲南市個別添付書類

1	保有機械等調査票（様式第8号）	型式・製造番号の分かるもの、機械写真等。
---	-----------------	----------------------

※添付書類の提出部数は1部です。必ず持参、郵便または信書便（消印（発送日）が示してあるもの）で提出してください。消印（発送日）が無いもので提出した場合は、無効となる場合もありますので、詳しくは手引き（共通編：工事）「郵便又は信書便以外の提出方法による書類の取り扱いについて」を必ず確認してください。

8. 書類の作成方法など

①3「業態調書（様式3号）」

資本関係・親会社－子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当無し」と記載し、記名押印のうえ提出してください。

① 5「経営事項審査結果通知書（写し）」

平成31年1月1日時点で有効なものに限ります。「その他の審査項目（社会性等）」欄により、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況の確認に使用します。3項目について「有」または「除外」となっている場合のみ申請が可能です。

名簿の有効期間内における新たな審査結果通知書（更新）の提出は不要です。

① 6「雲南市税完納証明書（写し）」

雲南市に対して納税義務のある場合のみ対象となります。発行部局は市民環境部税務課及び各総合センター市民福祉課です。手数料は200円となります。

交付申請の際には、税務関係証明書交付申請書（委任状含み）をご提出ください。なお、代表者が交付申請者の場合においても、委任状が必要となりますのでご注意ください。

また、金融機関等で納税後、市が納付を確認できるまで数日かかりますので、完納証明書を申請される直前に納税された場合は、納付が確認できるもの（領収書、送金履歴等）をご提示ください。

① 7「社会保険料納入証明書（写し）」

市内本社又は市内営業所で申請される場合は提出してください。

対象期間は直近の2年間とします。証明年月日が申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。証明範囲区分は「延滞金を含む」をお願いします。管轄の年金事務所より取得してください。証明に係る手数料はかかりません。

市外業者は、本申請時に提出されるか、入札公告、指名通知があった時点で、参加を希望する際に提出いただいても結構です。

②-ア-1 特別点数申請書（様式4号）

市内に本社を有する土木一式・建築一式・水道施設及び県東部に本社を有する舗装の申請者のみ対象となります。

工事種別ごとに作成してください。

建設業労働災害防止協会の加入状況について、証明書類の添付は必要ありません。

国土交通省、島根県または雲南市と防災協定を締結している団体への加盟状況について、証明書類の添付は必要ありません。

雲南市消防団協力事業所の認定状況及び雲南市消防団員の雇用状況について、証明書類の添付は必要ありません。

②-ア-2「工事成績評定一覧（様式第5号）」

市内に本社を有する土木一式・建築一式・水道施設及び県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

土木一式工事、水道施設工事及び舗装工事に申請する場合は、申請日の属する年度の前2ヶ年度（H28、29年度）、建築一式工事の場合は、申請日の属する年度の前4ヶ年度（H26～29年度）に雲南市発注の工事について、工事種別ごとに作成してください。

②-ア-3「障がい者雇用状況調書（様式6号）」

市内に本社を有する土木一式・建築一式・水道施設及び県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

「平成30年4月1日以降の法定雇用率により申請日時点の従業員数で障がい者の雇用義務のある事業者となる」、または「障がい者の雇用義務がないが、申請日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に定める障害者を雇用している事業者である」場合は必要事項を記入してください。また、障がい者を雇用していない場合も、太線枠内を必ず記入してください。

障がい者雇用が義務付けられている場合は、「公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書（写し）」を添付してください。

障がい者雇用が義務付けられていないが、申請日時点で障がい者を雇用している場合は、「障害を証明するもの（身体障がい者手帳等）（写し）」、「直接的かつ恒常的雇用を確認できるもの（健康保険証等）（写し）」を添付してください。

②-ア-4「一般事業主行動計画書（写し）」

市内に本社を有する土木一式・建築一式・水道施設及び県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

次世代育成支援対策推進法に基づいた「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について”一般事業主行動計画”を策定」した場合、添付書類として策定届の写し（労働局の受付印のあるもの）を提出してください。

照会先：島根労働局 雇用環境・均等室 TEL:0852-31-1161

②-ア-5「こころカンパニー認定証（写し）」

市内に本社を有する土木一式・建築一式・水道施設及び県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

しまね子育て応援企業「こころカンパニー」の認定証の写しを提出してください。

照会先：島根県 子ども・子育て支援課 企画推進グループ TEL:0852-22-6475

②-ア-6「雇用者関係調書（様式7号）」

市内に本社を有する土木一式・建築一式・水道施設及び県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

1. 新卒者の雇用について、申請日の属する年度の前年度、前々年度（H29、30年度）に高校・大学（短期大学、高等専門学校、専修学校を含む）を卒業後6ヶ月以内に雇用し、かつ、常勤として申請日時点で引き続き雇用している者を記載してください。申請する場合は、卒業証書または卒業証明書の写し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」または「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し（適用除外の場合は除く）を添付してください。最大5人までです。

平成29・30年度申請において「新卒者の雇用」で加点した者の継続雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）

前回申請時より、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用している者を記入してください。

※様式第7号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：

- ①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前3年度分）」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
- ②申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）
- ③前回、平成29・30年度の申請時に提出した様式7号

②-ア-7「優良建設工事表彰状（写し）」

市内に本社を有する土木一式・建築一式・水道施設及び県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

申請日の属する年度及びその前年度（H28、29年度）において、国、島根県及び雲南市から優良建設工事表彰を受けている場合は、表彰状の写しを提出してください。なお、工事種別は問いません。

②-ア-8「市道除雪業務委託等契約書（写し）」

市内に本社を有する土木一式の申請者のみ対象となります。

申請日の属する年度の前年度、前々年度（H28、29年度）における市道除排雪業務（凍結防止剤散布作業を含む）の契約実績がある場合は、契約書（写し）を2ヶ年度分提出してください。稼働実績については、市道管理部局に照会し確認いたします。

②-ア-9「自社で除排雪機械を保有していることを確認できるもの（写し）」

市内に本社を有する土木一式の申請者のみ対象となります。

自社で、申請日時点において除排雪機械（モーターグレーダ、タイヤショベル、除雪トラック、ロータリ、バックホウ、パトロール車、砂散布装置、散布用トラック、凍結防止剤散布車等）を保有している場合は、車検証及び点検記録など保有状況を確認できるものの写しを提出してください。

②-イ-1「舗装工事に関する確認書類」

県東部に本社を有する舗装工事の申請者のみ対象となります。

舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類をすべて提出してください。

区分	提出する書類
① 工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
② 1・2級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等（写）（詳細→土木一式、建築一式に関する確認書類参照）
③ オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・健康保険証等（写）（詳細→土木一式、建築一式に関する確認書類参照）
④ アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

⑤ モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）
-------------------------------	--

②-ウ-1「保有機械調査票（様式第8号）」

市内に本社を有する法面処理工事の申請者のみ対象となります。

自社で、申請日時点において機械（種子吹付機械、モルタル吹付機械、鉄筋挿入機、削孔機、グラウンドアンカー施工機械等）を保有している場合は、写真等保有状況を確認できるものを提出してください（写し可）。

9. 特別点数

土木一式、建築一式、水道施設の有資格者については、審査要綱及び雲南市建設工事入札参加資格者格付要領に基づき格付を行います。また、アスファルト舗装は特別点数を導入しています。有資格者に係る総合点数は、客観点数（経営事項審査総合評定値P）及び特別点数を加算した値となります。ただし、県東部の舗装申請業者を除き、市内に主たる営業所を有しない有資格者にあっては特別点数を算定しません。

10. 問い合わせ先

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

雲南市 総務部管財課

財産管理監視グループ

TEL：(0854)-40-1025 FAX：(0854)-40-1029

E-mail：kanzai@city.unnan.shimane.jp